

第33号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の件

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年3月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。第8条において「特別措置法」という。」を加え、「定めるものとする。」を「定めるほか、教育職員が正規の勤務時間（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について必要な事項を定めるものとする。」に改める。

第7条第1項中「（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保に関する措置）

第8条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号_____）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

。第8条において「特別措置法」という。

定める
ほか、教育職員が正規の勤務時間（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置について必要な事項を定めるものとする。

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第7条 義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号）第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（給与条例第14条第2項の規定により一般の職員に休日勤務手当が支給される日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。以下同じ。）は、命じないものとする。

